

小山市長 令和6年3月 定例記者会見

日時：令和6年3月15日（金）

14：00～

会場：3階 大会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 市長発表内容

- (1) 「おやまグリーン・アクションアワード」について
- (2) コウノトリ「ひかる」と「レイ」ペアの産卵推定について

4 部長発表内容

- (1) 小山フォトコン2023の結果について
- (2) 小山市消費者安全確保地域協議会の設置について
- (3) 小山市中小企業S B T認定取得支援事業補助金について
- (4) 80歳以上の「おーバス」運賃無料化（実証実験）について

5 副市長からの取材依頼

6 質疑応答

7 閉会

記者会見資料

総合政策部 自然共生課

(担当 平林 22-9219)

総合政策部 ゼロカーボン推進課

(担当 大塚 22-9567)

市民生活部 環境課

(担当 生井 22-9281)

1 件名

「おやまグリーン・アクションアワード」について

2 趣旨

小山市では、自然と共生する社会の実現に向けて、令和5年10月にゼロカーボンシティ&ネイチャーポジティブ宣言を行い、令和6年2月には「生物多様性おやま戦略」を約10年ぶりに改定しました。

この度、戦略をけん引するリーディング・プロジェクトのひとつ「生物多様性の活動を広め、行動変容につなげる」の取り組みに位置付けている、新たな表彰制度「おやまグリーン・アクションアワード」を創設しました。

本アワードは、①市民、市民団体、企業が、各々の地域・活動場所において実施する各分野別の活動を公募・審査し、表彰するものと、これまで行ってきた②渡良瀬遊水地湿地保全サポート団体制度を発展させた新たな制度「おやまグリーン・アクション サポート団体表彰」により構成されるものです。

今回のアワードを一つの契機として、市民・企業・市民団体の多様な主体のさらなる行動変容を促してまいります。

3 おやまグリーン・アクションアワード 概要

(1) おやまグリーン・アクションアワード

市民、市民団体、企業が、各々の地域・活動場所において実施する各分野別の活動を公募し、優れた取り組みに対し審査・表彰する制度とします。

(表彰対象となる活動の一例)

① 脱炭素社会(カーボンニュートラル) → CO₂削減取組

- ・社用車のEV化
- ・事業所照明のLED化
- ・工場・事務所の再エネルギー導入
- ・工場・事務所の脱化石燃料

② 自然共生社会（ネイチャーポジティブ） → 自然環境保全

- ・地域住民と実施する事業所周辺の環境保全活動（平地林の下草刈）
- ・家の庭に在来植物を植え、蜜蜂の巣箱をつくる活動
- ・地域の子どもたちと田んぼの生きもの調査を実施する活動

③ 循環型社会（サーキュラエコノミー） → 廃棄物減量・リサイクル

- ・地域住民と実施する事業所周辺の環境保全活動（ゴミ拾い）
- ・災害備蓄品等の食品ロス対策としてフードドライブへの参加

(2) おやまグリーン・アクション サポート団体表彰

今年度まで実施してきた「小山市渡良瀬遊水地湿地保全サポート団体表彰」を
発展させた企業、市民団体を表彰するものです。 ※市民個人は対象外
あらかじめ定めた市主催活動のすべてに事業所（1活動あたり5人以上）とし
て参加した企業、市民団体を表彰します。

（参加必須の活動）ヤナギ・セイタカアワダチソウ除去作戦（年3回）

（参加任意の活動） 下記から1つ以上参加。時期は予定

- ・4月13日（土） 渡良瀬遊水地クリーン作戦
- ・6～7月 おやまグリーン・アクションプロジェクト（東島田ふるさとの森）
- ・7月 小山の花火翌日の清掃
- ・11月 おやまグリーン・アクションプロジェクト（小山運動公園）

(3) スケジュール

| | |
|---------|-----------|
| （広報） | 3～ 6月 |
| （公募） | 6～11月（随時） |
| （集計・審査） | ～12月 |
| （表彰） | 令和7年2～3月 |

4 問合せ先

自然共生課 生物多様性係

電話 0285-22-9354

※別紙資料あり

おやまグリーン・アクション アワード

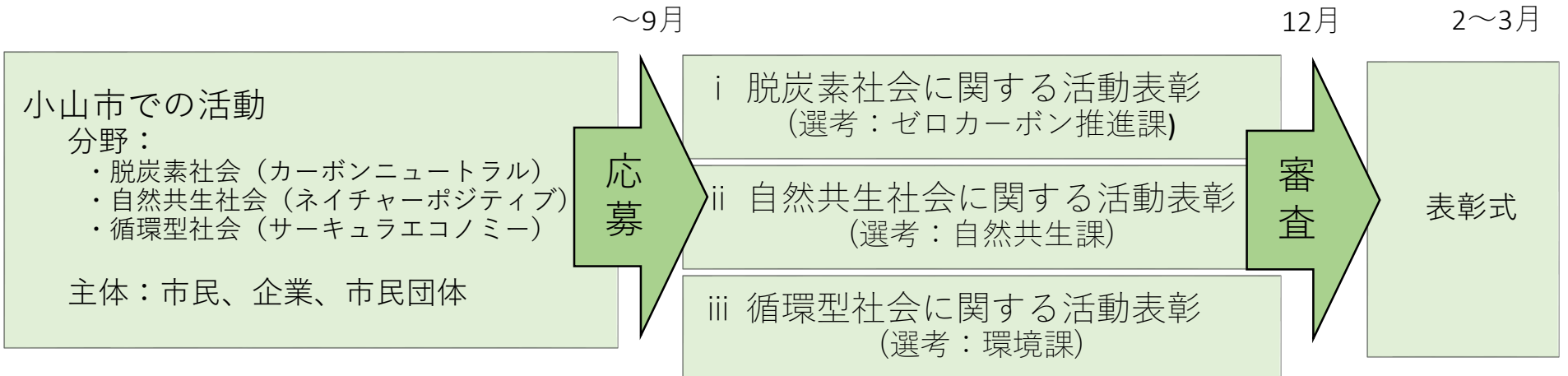
小山市では、令和5年10月にゼロカーボンシティ&ネイチャーポジティブ宣言を行いました。

市民・企業・市民団体の多様な主体のさらなる連携・協働・行動変容を促すため、これまで行ってきた環境部門での事業所認定制度を見直し、①脱炭素社会→気候変動対策 ②循環型社会→廃棄物減量 ③自然共生社会→生物多様性保全に関連する(1)市民 (2)企業 (3)市民団体の活動に対する表彰制度「おやまグリーン・アクション アワード」を新たに創設するものです。

R5.10/1
ゼロカーボンシティ &
ネイチャーポジティブ宣言

小山市エコ・リサイクル推進
事業所認定制度 見直し
(ゼロカーボン推進課)

おやまグリーン・アクション アワード ※毎年実施 (R6~)



※各部門3活動程度を表彰

<スケジュール>

R6.3月概要発表 → 4月～11月 募集期間 → 12月審査 → R7.2月表彰 <事務局> ゼロカーボン推進課・自然共生課・環境課

おやまグリーン・アクション サポート団体

小山市では、令和5年10月にゼロカーボンシティ&ネイチャーポジティブ宣言を行いました。

市民・企業・市民団体の多様な主体のさらなる行動変容を促すための契機とするべく、これまで行ってきた渡良瀬遊水地サポート団体制度を発展させた新たな表彰制度「おやまグリーン・アクション サポート団体」制度を創設します。

R5.10/1

ゼロカーボンシティ &
ネイチャーポジティブ宣言

小山市渡良瀬遊水地湿地保全
サポート団体表彰制度
(自然共生課)

おやまグリーン・アクション サポート団体表彰 ※毎年実施 (R6~)

3回すべてに参加

渡良瀬遊水地
ヤナギ・セイタカ
アワダチソウ
除去作戦

(6月、9月、11月)

下記イベントに1つ以上参加

- ①渡良瀬遊水地クリーン作戦
- ②おやまグリーン・アクションプロジェクト
- ③小山の花火翌日の清掃

審査

表彰式

12月

2~3月

記者会見資料

総合政策部 自然共生課
(担当 平林 22-9219)

1 件名

コウノトリ「ひかる」と「レイ」ペアの産卵推定について

2 趣旨

小山市では、自然と共生する社会の実現に向けて、令和5年10月にゼロカーボンシティ&ネイチャーポジティブ宣言を行い、ラムール条約湿地「渡良瀬遊水地」の「保全」と「賢明な利用」のため、コウノトリをシンボルとした貴重な湿地環境の保全と地域の活性化に取り組んでいます。

この度、渡良瀬遊水地第2調節池にある人工巣塔では、「ひかる」「レイ」のペアの産卵を推定しました。順調に進めば、4月上～中旬には5年連続となるコウノトリの野外繁殖が現実のものとなります。

また、小山市では、これまでの4年間の取り組みとして、見守りボランティアと観察ガイドの養成、ライブカメラの設置などを行ってきましたが、今年度は、新たに生井桜つつみ上の観察小屋の前に双眼望遠鏡を設置しました。無料でコウノトリの人工巣塔の様子が見て取れますので、生井桜つつみにお越しの際にはぜひご覧ください。

○産卵が推定されたペア

【オス】 J0128「ひかる」(7歳) 平成28年3月28日 千葉県野田市生まれ

【メス】 J0238「レイ」(4歳) 平成31年4月6日 千葉県野田市生まれ

※今年の4月で5歳となるため、5歳の産卵事例として扱います。

○コウノトリペアの行動

2月上旬頃から 交尾らしき行動を確認

3月10日頃から 交代で巣に伏せるような行動を確認

3月10日 産卵推定日 ※ふ化は、4月上～中旬の予定です。

○産卵推定の経緯

IPPM-OWS(コウノトリの個体群管理に関する機関・施設間パネル)・兵庫県立コウノトリの郷公園へ観察記録を提供し、確認したもの。

※コウノトリ観察時のお願い(別紙参照)

○コウノトリ観察用双眼望遠鏡

運用開始 3月21日(木)午後 ※天候により延期の可能性あり

設置費用 約175万円(設置工事、観察用踏み台等含む)

倍率 約25倍



観察小屋に設置した
双眼望遠鏡

4 問合せ先

自然共生課 生物多様性係

電話 0285-22-9354

コウノトリの観察マナー

(参考:兵庫県立コウノトリの郷公園作成「コウノトリ飛来・繁殖時の対応パンフレット」より)

1) 静かに見守る

コウノトリを驚かさないうにやさしく静かに見守りましょう。コウノトリの観察・撮影等は、コウノトリが遠ざかったり、飛び立ったりしないように、150m以上(自動車の中からでは100m以上)離れましょう。

2) 地域に迷惑をかけることはやめる

コウノトリは集落周辺の水田、草地、河川、水路などで餌をとり、電柱や人工巣塔上に巣をつくります。無断で私有地や農地に立ち入らないようにしましょう。また、農道や林道に駐車して通行の妨げにならないようにしましょう。

3) 繁殖期には巣に近づかない

2月から7月はコウノトリの繁殖期です。この時期に人が近づくと、巣づくりや子育てに悪影響を与えることがありますので、コウノトリの巣には近づかないようにしましょう。

4) 餌をあげない

野外で生活するようになったコウノトリは、「野生動物」です。野生復帰の目標のひとつである、野外でのコウノトリの自活、存続可能な野生個体群の確立のためにも、餌やりをしないようにしましょう。

一度、野外のコウノトリに人間が餌を与えてしまうと、自分で餌を探さなくなるだけでなく、人間を攻撃したり、交通事故に遭ったり、「人間と動物の共通感染症」の媒介者となる恐れがあります。

記者会見資料

総合政策部 総合政策課
(担当 砂山 22-9351)

1 件名

小山フォトコン2023の結果について

2 趣旨

小山市では、市制70周年を記念して、市制100周年を迎える30年後も残したい小山市の風景を小山フォトコン2023として募集したところ、302作品もの応募があり、審査及び一般投票の結果、別紙のとおり6作品を入賞作品として決定しました。

入賞作品その他優れた作品については、市制施行70周年記念誌に掲載するほか、市ホームページ、各種媒体で広報してまいります。

3 概要

- | | |
|------------|---|
| (1) テーマ | 将来に残したい小山市の景色 |
| (2) 応募期間 | 令和5年11月1日(水)～令和6年1月31日(水) |
| (3) 応募総数 | 302件(125人) |
| (4) 一般投票期間 | 令和6年2月8日(木)～22日(水) |
| (5) 一般投票件数 | 188件(1人1件のみ投票) |
| (6) 入賞作品 | 最優秀賞(1点):一般投票で最も投票が多い作品 優秀賞(1点):一般投票で2番目に投票が多い作品 特別賞(1点):市長が選定 佳作(3点):事務局が選定 |

※別紙資料あり

小山フォトコン2023最終結果

1 最優秀賞



【子供の楽園】

Photo:ひろける

2 優秀賞



【うさぎ見つめるコウノトリファミリー】

Photo:ガツキーさん

3 特別賞



【自然豊かな景色】

Photo:melody.703

4 佳作



【心に届くプレゼント】

Photo:asmin

5 佳作



【どこまでも続く桜並木】

Photo:marilyn

6 佳作



【間々田八幡宮の美しい和傘灯り】

Photo:crazetaka

記者会見資料

市民生活部 市民生活安心課
(担当 石川 22-9280)

1 件名

小山市消費者安全確保地域協議会の設置について

2 趣旨

小山市では、消費者安全法の規定に基づき、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方等の消費者被害を防ぐため、小山市及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「小山市消費者安全確保地域協議会」を設置するものです。

地域での見守り活動によって消費者トラブルを早期に発見し、「消費生活センター」に繋げることで、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ることを目的としています。

3 所掌事務

- (1) 高齢者、障がい者等の消費生活上特に配慮を要する消費者に対する消費者被害の防止及び早期発見に関する事
- (2) 関係機関等及び市の関係課の相互連絡及び情報の共有に関する事
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

4 設置日

令和6年3月18日（第1回小山市消費者安全確保地域協議会の開催日）

5 問合せ先

市民生活安心課 市民安全相談係
電話 0285-22-9282

※別紙資料あり

小山市消費者安全確保地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 消費者の利益の擁護及び増進に係る機関・団体等（以下「関係機関等」という。）が連携し、消費者安全の確保のための見守り活動等の取組を効果的かつ円滑に行うため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項の規定に基づき、小山市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者、障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者に対する消費者被害の防止及び早期発見に関すること。
- (2) 関係機関等及び市の関係課の相互の連携及び情報の共有に関すること。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 協議会に会長を置き、市民生活部市民生活安心課長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第5条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前条第2項の規定により会議に出席した関係者は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民生活部市民生活安心課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

| |
|-----------------------|
| 小山市市民生活部市民生活安心課長 |
| 小山市保健福祉部福祉課の職員 |
| 小山市保健福祉部高齢生きがい課の職員 |
| 栃木県小山警察署の代表者 |
| 小山市社会福祉協議会の代表者 |
| 小山市消費生活センターの代表者 |
| 小山市民生委員児童委員協議会の代表者 |
| 小山市地域包括支援センター小山総合の代表者 |
| 小山市地域包括支援センター小山の代表者 |
| 小山市地域包括支援センター大谷の代表者 |
| 小山市地域包括支援センター間々田の代表者 |
| 小山市地域包括支援センター美田の代表者 |
| 小山市地域包括支援センター桑絹の代表者 |

記者会見資料

産業観光部 工業振興課
(担当 寺内 22-9395)

1 件名

小山市中小企業S B T 認定取得支援事業補助金について

2 趣旨

小山市では、2050年のカーボンニュートラルの達成に向け、令和5年10月に「ゼロカーボンシティ&ネイチャーポジティブ宣言」を行い、市民、企業とともに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする各種取り組みを進めております。

中小企業におけるさらなる脱炭素化の促進及び温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを推進するため、温室効果ガス排出削減目標設定等に関する国際認証である「中小企業向けS B T 認定」を取得した中小企業に対し、認定取得に係る経費の一部を補助するものです。

3 内容

(1) 補助対象経費

中小企業向けS B T 認定取得に要するコンサルタント料及び申請費用

(2) 対象要件

- ① 中小企業向けS B T 認定を取得していること
- ② 市内に本社または主たる事業所を有すること
- ③ 市内で1年以上事業活動を営んでおり、引き続き市内において事業を継続する意思を有する中小企業者
- ④ 市税の滞納がないこと
- ⑤ 他の制度による同種の補助金の交付を受けていない、または受ける予定がないこと

(3) 補助金額

補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（上限100万円）
1事業者あたり1回限り、1,000円未満は切り捨て

(4) 申請方法

交付申請書兼請求書などの必要書類を工業振興課窓口へ持参（郵送可）
※市ホームページから申請書類のダウンロードが可能です。

(5) 申請受付開始

令和6年4月1日（月）から

4 問合せ先

工業振興課 工業振興係
電話 0285-22-9399

※中小企業向けSBT (Science Based Targets)

規模が小さい企業や中小企業向けに適用される枠組みで、科学的な根拠があり、達成可能かつ効果的な温室効果ガス削減目標を中小企業が設定して削減活動に取り組めるよう、より簡便な方法で申請、承認ができる枠を設けているもの。

※小山市内ですでに認定を受けている企業（4社）

有限会社 大幸製作所（上初田139番地）

有限会社 齋藤製作所（梁2275番地5 小山東部産業団地内）

有限会社 関東実行センター（外城157番地3）

日の本穀粉 株式会社（若木町3丁目2番15号）

※認定を取得することのメリット

気候科学に基づく共通基準で評価・認定された目標であり、投資家、顧客などステークホルダーに対して、パリ協定に整合する持続可能な企業であることをアピールでき、評価向上やリスクの軽減、機会の獲得につながられる。また、社員のモチベーションアップにつながる可能性もあり、消費者のサステナビリティ需要の高まりに応えられる。

※別紙資料あり

脱炭素化の促進及び温室効果ガス削減に取り組む 中小企業の皆さんを支援します

「中小企業向けS B T 認定取得支援補助金」について

■ 趣 旨

中小企業者等による温室効果ガス排出削減目標設定等に関する国際認証「中小企業向けS B T 認定」取得に要する経費の一部を補助することにより、中小企業の脱炭素化の促進及び温室効果ガスの排出の削減を図ります。

■ 対象条件

次のいずれにも該当する者

1. 中小企業向けS B T 認定を取得していること
2. 市内に本社または主たる事業所を有していること
3. 市内で1年以上事業を営む中小企業者（中小企業法第2条第1項第1号に規定する者）で、引き続き市内において事業を継続する意思を有すること
4. 市税に滞納がないこと
5. 他の機関から同種の補助等を受けていない、または受ける予定がないこと

■ 補助対象経費

- 中小企業向けS B T 認定取得のためのコンサルタント料
- 中小企業向けS B T 認定取得に係る申請費用

■ 補助額

対象経費の2分の1（1,000円未満の端数は切り捨て）

上限額 100万円（中小企業向けS B T 認定取得後に交付）

■ 交付申請

中小企業向けS B T 認定取得後、小山市中小企業S B T 認定取得支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に下記の書類を添えて申請したのに対し、審査した後、交付決定をおこないます

※ 様式第1号は小山市のホームページからダウンロードできます。

1. 中小企業向けS B T 認定取得に係る申請書の写し
2. 中小企業向けS B T 認定取得を証する書類の写し
3. 補助対象経費の金額が確認できる書類の写し
4. 納税証明書（市税に係るものに限る）
5. 法人の登記事項証明書
6. その他市長が必要と認める書類

■ 申請期限

認定取得後 60 日以内

■ 申請受付開始

令和 6 年 4 月 1 日（月）

■ その他

申請受付開始日において既に中小企業向け S B T 認定を取得済の中小企業者についても交付対象とします。

■ 申請書類送付先

〒 3 2 3 - 8 6 8 6

栃木県小山市中央町 1 丁目 1 番 1 号

小山市役所工業振興課

※詳細は HP をご確認ください



◆問い合わせ先◆

小山市役所

工業振興課工業振興係

☎ 0285-22-9399

記者会見資料

都市整備部 都市計画課
(担当 谷内 22-9293)

1 件名

80歳以上の「おーバス」運賃無料化（実証実験）について

2 趣旨

小山市コミュニティバス「おーバス」では、バスの利用促進や高齢者の外出支援を目的とし、令和6年4月1日から、80歳以上の小山市民の「おーバス運賃」を市が補助し、無料で乗車できる実証実験を開始するものです。

3 内容

- (1) 期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
(利用状況により、期間継続、本格運用、年齢の見直し等を検討)
- (2) 対象路線 おーバス全線（路線バス、デマンドバス）
- (3) 利用方法 運賃支払い時（降車時）に年齢が確認できる本人確認書類（健康保険証、年金手帳、マイナンバーカードなど）または無料乗車証を提示
※無料乗車証は都市計画課窓口にて交付
- (4) その他 簡易なアンケート調査の実施
広報やホームページ、バス車内や小山駅・間々田駅等主要バス停、公共施設等にアンケート用二次元コードを掲載します。

【参考】現在の「おーバス」運賃

| 項目 | 中学生～64歳 | 小学生、65歳以上 |
|--------|---------|-----------|
| 路線バス | 200円 | 100円 |
| デマンドバス | 300円 | 200円 |

4 問合せ先

都市計画課 新交通・バス推進係
電話 0285-22-9293

小山市在住の80歳以上の方は

おバスの運賃が**無料**になります！

おバスの利用促進、高齢者の外出支援等を図るため実証実験を実施します。



【無料乗車期間】

令和6年4月1日～

令和7年3月31日まで(実証実験期間)



普段使いの他にこんな使い方をご提案

- ・おバス15路線全線乗車コンプリート
- ・ハーヴェストウォーク線で小山思川温泉へ
- ・道の駅線でいちごの里でいちご🍓狩り
- ・渡良瀬ラインでコウノトリを見に行こう

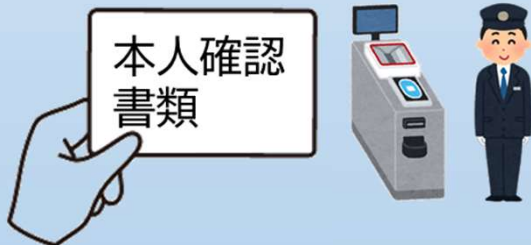
バスから降りる時



降りた後

アンケート

二次元コードをバス車内や小山駅、間々田駅バス停等に設置しています。
(このチラシの二次元コードからでも回答できます)



- ①降車する際、年齢が分かる
‘本人確認書類’ ※1 または
‘無料乗車証’ ※2 の提示を
お願いします。

- ②**バス車内**や小山駅、間々田駅バス停等
に設置してある**アンケート用二次元コード**
からアンケートへのご協力をお願いします。

※アンケートへの回答は1人1回

※1 健康保険証、年金手帳、マイナンバーカードなど
※2 無料乗車証は都市計画課窓口にて交付

【ご注意】

バス車内における高齢者の**転倒事故が発生しています。**
乗車時の安全管理にご留意ください。





Q & A

Q:noroca定期券を買ってしまいました。

A:払い戻し手続きが可能です。利用期間によっては払い戻し額がない場合があります。

Q:デマンドバスにも利用できますか？

A:デマンドバスも無料で乗車できます。

Q:アンケートの回答が負担です。

A:回答は任意ですが、今後も継続できるかの資料となりますので、可能な範囲でご協力をお願いします。

Q:乗継利用ですが乗継券は必要ですか？

A:おーバス15路線デマンドバス5エリアすべて無料ですので、乗継券をもらう必要はありません。

Q:タダだからずっと乗っていてもいいですか？

A:ドライバーの休息や次便の出発準備がありますので、終点につきましたら一旦下車してください。

「おやま二千本桜まつり」の開催について

(一社) 小山市観光協会
(担当 須藤 30-4772)
産業観光部 商業観光課
(担当 江田 22-9271)

人々に愛されている桜の観光名所や小山市の花である思川桜をPRするとともに、市内各所でイベントを開催することにより、誘客と小山市の周知を図り、さらには商業の活性化につなげることを目的に、「おやま二千本桜まつり」を開催します。

1. 概要

(1) 期間：令和6年3月17日(日)～4月14日(日) ※29日間

(2) 内容：

ア 市内各地区でのさくらまつりの開催

| 名称 | 日時 | 会場 |
|---------------|----------------------|------------------------|
| 桑地区ふるさとさくらまつり | 3月24日(日) 9時～15時 | 羽川大沼周辺 |
| 中さくらまつり | 4月7日(日) 9時～11時30分 | 中公民館 |
| 絹ふれあいの郷思川桜まつり | 4月7日(日) 9時30分～ | 絹ふれあいの郷 |
| 豊田桜まつり | 4月7日(日) 時間未定 | 小宅桜つつみ、小宅グラウンド |
| 生井さくらまつり | 4月13日(土) 10時～14時 | 生井桜つつみ (荒天時は下生井小学校) |
| 寒川さくらまつり | 4月13日(土) 時間未定 | 巴波川決壊口祈念公園 |
| ままだふるさとまつり | 4月14日(日) 9時～15時 | 間々田市民交流センター |

イ 桜の名所のライトアップ

下記の桜の名所において、桜の開花時期に合わせてライトアップを実施します。

- 【ソメイヨシノ】
- ・間々田八幡公園
 - ・豊穂川沿いのさくら並木
 - ・小山思川温泉
- 【思川桜】
- ・小山市役所西側思川桜堤
 - ・大沼親水公園

2. その他

- ・市内の桜の名所の案内や桜の開花状況の情報提供を随時行います。
- ・ソメイヨシノ及び思川桜の名所は添付のちらしの通りです。

おやま二千本桜まつり

紹介・案内（地図は裏面）

大つけ麺博 presents 最強ラーメン祭 IN 小山2024

日程：3月29日(金)～4月21日(日)期間中の金土日
会場：小山御殿広場



おやまクラフトビール祭り

日程：3月23日(土)24日(日)11時～18時
会場：まちの駅 思季彩館&阿夫利通り



「緑はうたう、はなは咲う」^{わら}

日程：3月31日(日)13時～21時
会場：小山思いの森

アートの展示会 安藤真央氏 個展





MAP



●市の花：思川桜
淡紅色の10片の花びらを持つ小山原産の美しい桜です。

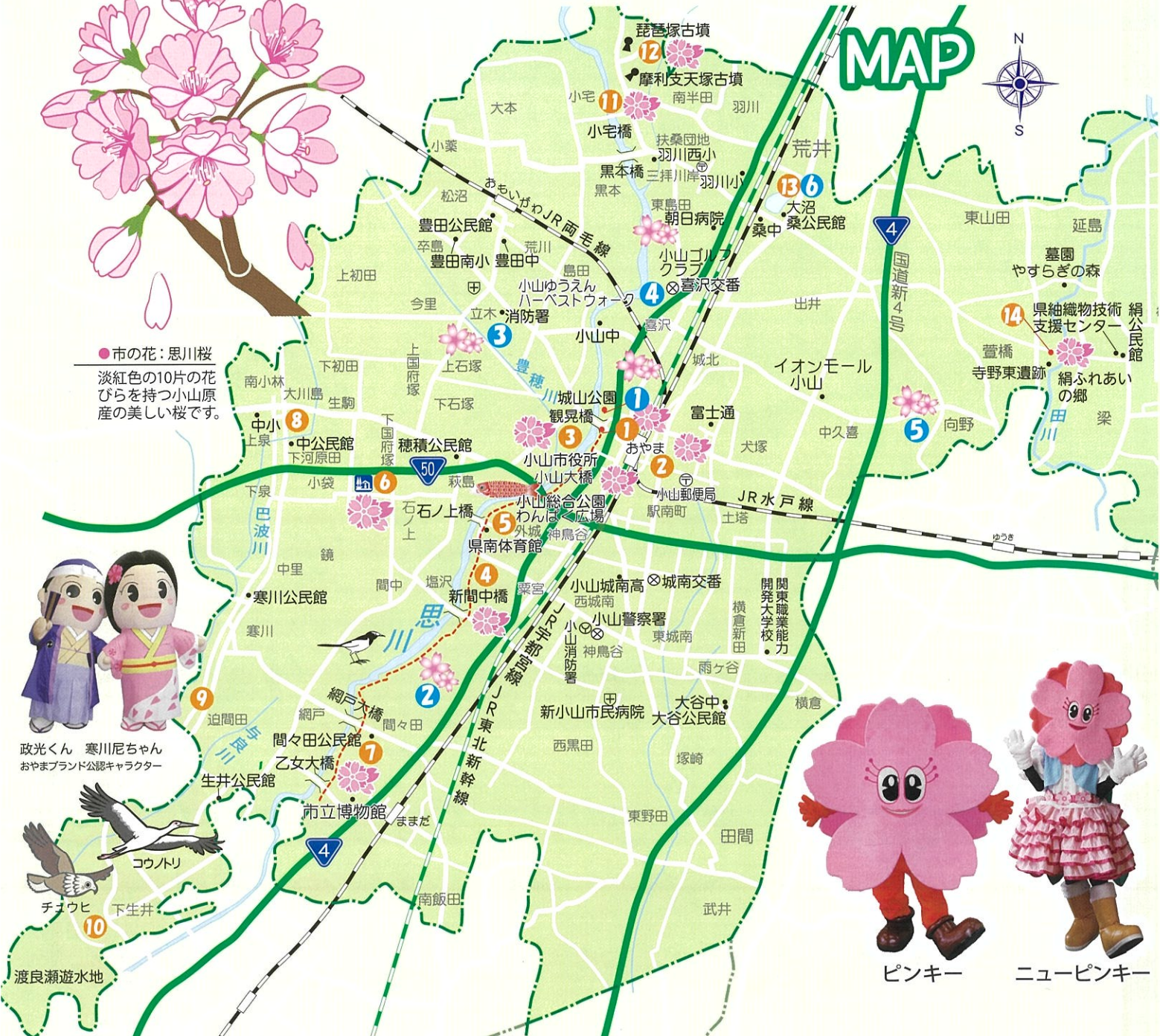


政光くん 寒川尼ちゃん
おやまブランド公認キャラクター



コウノトリ
チコウヒ

渡良瀬遊水地



ピンキー

ニューピンキー

思川桜

- ① 小山駅西口祇園城通り
- ② 小山駅東口広場～大通り
- ③ 白鷺大学大行寺キャンパス東側並木
- ④ 観晃橋下流 (ライトアップ)
石ノ上橋
新聞中橋
網戸大橋
乙女大橋堤防上
- ⑤ 小山総合公園
(鯉のぼり群遊 4/1～5/5)
- ⑥ 道の駅思川
- ⑦ 間々田市民交流センター
..... イベント 4月14日 (日)
- ⑧ 巴波川桜づつみ
..... イベント 4月7日 (日)
- ⑨ 巴波川決壊口祈念公園
..... イベント 4月13日 (土)
- ⑩ 生井桜づつみ イベント 4月13日 (土)
- ⑪ 小宅橋上下流 イベント 4月7日 (日)
- ⑫ 琵琶塚古墳南側通り
- ⑬ 大沼親水公園 (ライトアップ)
..... イベント 3月24日 (日)
- ⑭ 絹ふれあいの郷
..... イベント 4月7日 (日)

ソメイヨシノ

- ① 城山公園 出店あり (一部工事中)
- ② 間々田八幡公園
(ライトアップ)
- ③ 豊穂川沿いのさくら並木
(ライトアップ)
- ④ 小山・思川温泉
(ライトアップ)
- ⑤ 小山運動公園
- ⑥ 大沼親水公園

車でお越しの際は、お近くの駐車場をご利用下さい。

一般社団法人小山市観光協会 ☎0285-30-4772 URL <http://www.oyama-kankou.info/>

